

「学校いじめ防止基本方針」



千葉県立飯高特別支援学校
いじめ防止等対策委員会

千葉県立飯高特別支援学校「学校いじめ防止基本方針」

1 方針策定のための基本理念

(1) 目的

全児童生徒一人ひとりが安心安全に学校生活を送ることができるように、全職員が当事者意識をもって学校・保護者・地域及び関係機関と共にいじめ防止を組織的に行っていくために策定する。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

(3) 学校におけるいじめ防止対策の基本理念

- ①いじめが児童生徒だけではなく学校・保護者・地域及び関係機関に関係する問題であることを前提に、児童生徒が安心安全に学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずにいじめがないように、あったときに対応できる力をつけることができるように支援する。
- ②全ての児童生徒がいじめを行わず、「いじめが絶対許されない」と正しく認識し、他の児童生徒へのいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめ問題に対する児童生徒の理解に努めるようにする。
- ③いじめを受けた児童生徒・助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であるため、学校・保護者・地域及び関係機関と連携し、迅速に対応できるようにする。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 「いじめ防止等対策委員会」とその役割

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う中核としての役割
- ②いじめの相談・通報の窓口、そして情報の収集と記録を行い、全職員に共有のための発信を行う役割
- ③いじめに関わる情報があった時には緊急会議を開いて、事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応の方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(2) 組織の構成

①いじめ防止等対策委員会

校長，教頭，教務主任，各部主事，生徒指導主事，生徒指導係，教育相談，情報主任，養護教諭，

②いじめ防止等対策委員会事務局：日常的な業務についての協議

(アンケート作成，研修会の企画，基本方針策定の素案作り等)

◎生徒指導主事，各部生徒指導担当教員，教頭

③いじめの疑いに関わる情報があった時の緊急会議

ケースに応じて関係者召集

※ 重大事態が発生した時には、いじめ防止等対策委員会会議を開く。

3 いじめ防止の具体的対策

(1) いじめの未然防止について

①児童生徒と教師間とのコミュニケーションの充実

いじめ問題を考える取り組み等を推進する他，活動や行事を通して児童生徒が自分を認め，互いに認め合える学校風土作りに努める。

会話や観察を通して，児童生徒のわずかな心の変化も逃さないように努める。

複数の教職員の目で児童生徒を見守り，組織的に生徒指導体制を構築することに努める。

②情報モラル教育の充実

情報係を中心に情報モラル教育を行い，インターネットや携帯電話，スマートフォンの適切な使用方法について外部講師を招聘して啓発するように努める。

③道徳教育の充実

小学部においては，日頃の遊びの時間に友達との関係やルールの順守等を指導するなどして，発達段階に応じて，道徳教育を行うように努める。

中学部においては日常生活の中で友達や教師との関わり等を指導し，生活年齢に応じた関わりを意識できるように努める。

高等部においては，地域の清掃活動や生徒会主導のあいさつ運動を実施し，地域とのつながりや地域での役割を感じられるように努める。

④自己有用感を高める指導の充実

学習活動や学校行事において，児童生徒一人一人が活躍できる場を設定し，成功体験を重ねることで自信をもつことができるように努める。

児童生徒代表委員会を充実させ，自他の良いところを認め，いじめのない学校にしようという意識を育てるように努める。

⑤家庭・地域と連携した指導の充実

学校だけではなく保護者・地域を含めた相互の連携を密接にし、児童生徒に関わる情報をできるだけ集めるように努める。

(ア) 児童生徒に課題が生じたときは、三者が協力して対応し解決に努めるようにする。

(イ) 地域の方に運動会や文化祭に積極的に協力・参加をしてもらい、学校教育に関わってもらい児童生徒を知ってもらうように努める。

(2) いじめの早期発見について

①日常的な観察と情報収集

友達関係の変化はないか、普段の会話や着替えの際などに身体に傷や痣等はないか、保護者と連絡を取る中で不自然なことはないかなどを、毎日注意深く観察するように努める。

②教師間の情報交換

学期ごとに共通理解研修を行って、課題のある児童生徒について教師間で共通理解を図り、部会等で定期的に情報交換することで保護者からの情報も共有するように努める。

③実態調査

年に2回(7月,11月)いじめのアンケートを行い、児童生徒の発信を見逃さないように努める。

④教育相談の充実

児童生徒の変化を見逃さず、必要がある時には教育相談を行うように努める。

(3) いじめの相談・通報について

①いじめの相談窓口の設置と児童生徒への周知

セクハラ・いじめ相談員を相談窓口とし、学級活動や学校だよりで児童生徒と保護者に知らせるとともに、校内にポスターを掲示して周知を図るように努める。

②通報については、(4)の流れに沿って、〈5 関係機関一覧〉から必要な箇所に管理職より通報する。

③周りの生徒からの訴えには

いじめを訴えたことにより、いじめている生徒から守るために、話を聞くときに時間や場所に配慮する。

訴えた生徒の安全を守るために、情報の発信源は絶対に明かさないと伝え安心できるようにする。

④保護者からの訴えには

問題が起こった時だけに連絡を取るのではなく、即座に連絡できるよう日頃から連絡を取ることで、問題をスムーズに解決できるようにする。

(4) いじめを認知した場合の対応について

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学部及び学校全体で組織的に対応する。いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。そして、いじめられた児童生徒・いじめを知らせた児童生徒を守り通すという意識を持って取り組む。(【いじめを認知した場合の基本的対応】参照)

①いじめ発見時

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。あわせて、ただちに学級担任、生徒指導担当に連絡し、生徒指導担当から主事、管理職に報告する。

見守る体制づくりを行う。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)

②正確な実態把握と事実確認

個々に聞き取りを行う。

当事者双方及び周りにいた児童生徒から聞き取り、記録する。

関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。

一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情をいじめをしている児童生徒から聞き取るとともに、周囲の児童生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。

*把握すべき情報

- ・誰が誰をいじめているのか?【加害者と被害者の確認】
- ・いつ、どこで起こったのか?【時間と場所の確認】
- ・どんな内容のいじめか? どんな被害をうけたのか?【内容】
- ・いじめのきっかけは何か?【背景と要因】
- ・いつ頃から、どのくらい続いているのか?【期間】
- ・他の児童生徒はどうしていたのか?【周囲の様子や状況】
- ・現在のどんな気持ちであって、何を望んでいるのか? .【現在の気持ちと希望】

*注意点

- ・聞き取りは生徒指導職員が中心になって行い、生徒の実態に応じてレポートのとれた職員が同席する。また、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報の共有を随時行う。

- ・いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聞く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所・時間等慎重な配慮を行う。また、事実確認はいじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で同時刻に行うようにする。

③指導体制，方針の決定

- ・事実確認後早急に「いじめ防止等対策委員会」を招集し方針を決定する。
- ・指導のねらいを明確にする。
- ・全ての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を明確にする。
- ・教育委員会，保護者，地域，関係機関との連携を図る。

④児童生徒への指導・支援

〈被害児童生徒のケア〉

- ・児童生徒の安全の確保
- ・事態の状況に応じ，複数の教職員で被害児童生徒の見守りを行うなど，いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- ・被害児童生徒に寄り添い支える体制づくり
- ・被害児童生徒にとって信頼できる友達や教職員，スクールカウンセラーや地域の・方々と連携し，いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制を作る。
- ・落ち着いて学習に取り組める環境の確保
- ・被害児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう，状況に応じて環境の確保を図り，学級に溶け込みやすい雰囲気作りや意識的に活躍できる場を作る。
- ・継続的な被害児童生徒との面談や情報の収集
- ・定期的に被害児童生徒と面談する機会を設け，現状を確認し，聞き取りやアンケートを実施し，情報の収集を行い，再発を防止する。

〈加害児童生徒への指導〉

- ・自らの行為を理解させ，責任を自覚できるようにする
- ・いじめは人格を傷つけ，生命，身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の責任を理解させ，いじめをやめることができるよう支援する。
- ・相手を傷つけ，苦しめていることに気づくことができ，人権と生命の尊さを理解できるようにする。
- ・加害児童生徒の心理的背景の理解に努める
- ・加害児童生徒が抱える問題に目を向け，問題が繰り返されないよう適切な解決方法を当該児童生徒と一緒に考える。
- ・いじめに至った心情や立場を振り返り，今後の生活について考えることができるようにする。

好ましい人間関係の構築をする

- ・加害児童生徒が孤立することなく、学習やその他の活動を通じて、所属感や成就感を感じることができるようにする。
- ・教職員や学級集団との好ましい人間関係づくりを進める。
- ・継続的な観察と情報の収集をする
- ・継続的に加害児童生徒の観察を複数の教員で行う。
年に2回アンケートや面談などを実施したりすることで、情報を収集し再発を防止する。

〈いじめを見ていた児童生徒への指導〉

- ・いじめを見ていたにも関わらず止めなかったりはやしたてたり、また、大人に伝えなかったりすることも、いじめと同じ行為だということを伝える。
- ・継続的にいじめを止めなかった生徒に対しては指導内容を共通理解し、組織的な対応を図る。
- ・見ているだけで止めなかったことも、相手を傷つけ、苦しめていることに気づき、人権と生命の尊さを理解できるようにする。

⑤保護者への対応支援（被害児童生徒側・加害児童生徒側）

〈被害児童生徒側・保護者への対応・支援〉

保護者への伝え方

- ・家庭訪問等で保護者に直接面談し、事実関係を正確に伝える。

学校の対応、指導方針

- ・いじめられた児童生徒を全力で守ることを伝える。
- ・早期解決に向けて全力取り組むことを伝える。

今後の対応について

- ・学校と家庭が一緒に考えていく。
- ・学校での対応状況や指導経過をその都度こまめに伝えていくことを約束する。
- ・保護者や当該児童生徒の気持ちを尊重し、対応内容については理解し了承したことについてのみ対応する。

早期解決を目指すための家庭の協力

- ・当該児童生徒の心の苦しみを中心に、家庭においてじっくり話を聞いてもらう。
- ・児童生徒の家庭における様子等について、保護者からの情報提供をお願いする。
- ・当該児童生徒の精神的な安心が図れるよう、場合によっては専門機関との連携・協力も行うことも伝える。

継続的な支援

- ・解決後も継続的に見守り、対応していく。
- ・折に触れ、保護者に学校での様子を伝え、家庭での様子も伝えてもらう。
- ・状況に応じて、専門機関との連携・協力も引き続き図っていく。

〈加害児童生徒側・保護者への対応・支援〉

保護者への伝え方

- ・速やかに保護者へ連絡を取り、面談を行う。
- ・正確な事実関係を説明し、経過を確認する。

保護者に伝えるべきこと

- ・学校の対応、指導方針
- ・いじめを受けた児童生徒の状況も伝え、ことの重大さを認識してもらう。
- ・いじめは誰にでも起こる可能性があるということ、誰もが加害者にも被害者にもなる可能性があるということも伝える。

今後の対応について

- ・学校と家庭が一緒に考えていく。
- ・学校での対応状況や指導経過をその都度こまめに伝えていくことを約束する。
- ・加害児童生徒の個人情報等には十分留意して以後の対応を行うことを伝える。

(ア) 自分の起こした行為と向き合い、責任を自覚し、よりよく成長するための家庭の協力

- ・自分の子どもが被害者側であったら、という視点でいじめられた児童生徒の身体的精神的苦痛を一緒に考えてもらう。
- ・いじめを行った原因やその心情についてじっくり話を聞いてもらう。
- ・児童生徒の家庭における様子等について、保護者からの情報提供をお願いする。場合によっては専門機関との連携・協力も行うことも伝える。

(イ) 継続的な支援

- ・解決後も継続的に見守り、対応していく。
- ・折に触れ、保護者に学校での変容こまめに評価し伝え、家庭での様子も伝えてもらう。
- ・状況に応じて、専門機関との連携・協力も引き続き図っていく。

⑥その他

- ・被害児童生徒ケア、加害生徒への指導のみならず、周囲の生徒にもいじめに対する指導をしていく。
- ・いじめに関する情報は、被害生徒、加害生徒に関わる教師のみならず、全職員で共有し、解決方法について検討していく。

(5) 重大事態への対処について

<p>①重大事態とは</p> <p>(ア) 児童生徒が自殺を企図した場合</p> <p>(イ) 身体に重大な障害を負った場合</p> <p>(ウ) 金品等に重大な被害を被った場合</p> <p>(エ) 精神性の疾患を発症した場合</p> <p>(オ) 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合</p>	
<p>②連絡・報告体制</p> <p>管理職 → 県教育委員会 学校安全保健課 特別支援教育課</p> <p>管轄地区の警察 他必要に応じて</p>	
<p>③緊急アンケート調査の実施</p> <p>(ア) 調査対象となる児童生徒やその保護者に対して、被害児童生徒やその保護者に提供</p> <p>(イ)</p>	
<p>④聞き取り</p>	<p>『4 学校いじめ基本方針の公表、点検、評価等』の(4)『定期的に学校いじめ基本方針』の見直しをする。』という項目を追加しました。 以上が昨年度からの変更点です。</p>
<p>⑤保護者</p> <p>(ア)</p>	<p>今年度が『学校いじめ防止基本計画』の概要を作成して3年目ということで、来年度に向けて大幅な見直しや点検を行いたいと考えています。『学校いじめ防止対策委員会』の先生方のご協力をいただき、来年度に向けて考えて行きたいと思っております。ありがとうございました。</p>
<p>(6) いじめ防止基本方針</p> <p>①年間</p> <p>・いじめ防止基本方針の公表、点検、評価等</p> <p>②研修</p> <p>・いじめ防止基本方針の公表、点検、評価等</p> <p>・いじめ防止基本方針の公表、点検、評価等</p> <p>・いじめ防止基本方針の公表、点検、評価等</p> <p>(教育相談、いじめ防止、人権教育等)</p>	<p>修す</p>

4 学校いじめ基本方針の公表、点検、評価等について

<p>(1) 基本方針をホームページで公表する。(4月)</p> <p>(2) 学期ごとにいじめアンケート(飯高ライフ)を取り、結果をホームページと学校便りで公表する。(7月, 11月 年2回実施)</p> <p>(3) 教職員研修の様子や研修の成果をホームページや学校だより校内への掲示で公表する。</p> <p>(4) 定期的に、「学校いじめ防止基本方針」の見直しをする。</p>
--

5 関係機関との連携

<p>(1) ネットワークを機能できるようにする</p> <p>①日々の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部講師による交通安全教室，防犯教室，携帯・スマートフォン安全教室の実施 ・連絡協議会，情報交換会の実施 ・研修会，ケース会議の実施 <p>②緊急時の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事案により警察や教育委員会等関係諸機関と連携を図り，サポートチームを組織する。
<p>(2) 警察との連携</p> <p>①連携をする際の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察関係機関の担当者と日頃より情報交換等を行い，連携を構築しておく。 ・深刻ないじめや暴力行為等において被害を受けている児童生徒を守り通すという観点から，警察と連携を図る。

関係機関一覧

千葉県教育委員会	学校安全保健課 特別支援教育課	043 (223) 4090 043 (223) 4045
匝瑳市教育委員会	匝瑳市八日市場ハ793-2	0479 (73) 0094
旭市教育委員会	〒289-2692 旭市高生1	0479 (55) 5724
多古町教育委員会	〒289-2241 多古町多古584	0479 (76) 5411
香取市教育委員会	〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地	0478 (54) 1111
北総教育事務所 海匝分室	〒289-2504 旭市ニの1997-1	0479 (62) 2554
北総教育事務所 香取分室	〒287-0002 香取市北3-1-3 合同庁舎	0479 (54) 1529
銚子児童相談所	〒288-0813 銚子市台町2183	0479 (23) 0076
中央児童相談所	〒263-0016 千葉市稲毛区天台1-20-3	043 (253) 4101
匝瑳警察署	匝瑳市八日市場イ559-1	0479 (72) 0110

旭警察署	旭市ニ 1 - 1	0 4 7 9 (6 4) 0 1 1 0
香取警察署	香取市北 2 丁目 1 番地 1	0 4 7 8 (5 4) 0 1 1 0
北総地区少年センター	成田市馬橋 8 番地 1 成田市防犯 事務所内	0 4 7 6 (2 3) 1 8 9 1
匝瑳市役所福祉課	〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ 7 9 3 - 2	0 4 7 9 (7 3) 0 0 9 6
旭市役所福祉課	〒289-2595 旭市ニの 1 9 2 0	0 4 7 9 (6 2) 5 3 5 1
香取市社会福祉課 障害者支援班	〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地	0 4 7 8 (5 0) 1 2 5 2
多古町保健福祉課	〒289-2241 香取郡多古町多古 2 8 4 8	0 4 7 9 (7 6) 3 1 5 8
中核地域生活支援センター 「海匠ネットワーク」	〒289-2511 旭市イー 1 7 7 7 5	0 4 7 9 (6 0) 2 5 7 8
中核地域生活支援センター 「香取ネットワーク」	〒287-0002 香取市北 1 - 1 1 - 1 8	0 4 7 8 (5 0) 2 8 0 0
ロザリオ発達支援 センター (心理相談)	〒289-2513 旭市野中 3 8 2 0 - 1 5	0 4 7 9 (6 0) 0 6 2 5
(医療機関)		
旭中央病院	〒289-2511 旭市イの 1 3 2 6	0 4 7 9 (6 3) 8 1 1 1

【いじめを認知した場合の基本的対応】

